

大田原市防災情報伝達システム整備事業に関するプロポーザル募集要項

1 目的

本事業は、総務省による無線設備の規格変更により使用不能となる現行防災行政無線に代わる防災情報伝達システムの整備を行うものであり、本市にとって最適なシステムを整備することにより、防災等の情報伝達向上及び経費削減を目的とします。

2 事業概要

- (1) 事業名 大田原市防災情報伝達システム整備事業
- (2) 事業内容 別紙「大田原市防災情報伝達システム整備事業に関する仕様書」のとおりとします。ただし、仕様書の内容以外に、大田原市の特性を踏まえた独創的な支援内容を提案書に記載することは差し支えありません。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成33（2021）年3月19日まで
- (4) 事業予算 事業費の総額は、550,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。
- (5) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (6) 担当部署 〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市総合政策部危機管理課防災係 担当：藤田・木村
TEL 0287-23-1115 FAX 0287-22-8895
e-mail : kikikanri@city. ohtawara. tochigi. jp
問い合わせ：土曜日・日曜日を除く午前9時から午後5時まで

3 提案者の資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税及び法人住民税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者が役員就任や経営関与等を行っていないこと。
- (5) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営事項審査結果の電気通信工事の総合評定値が800点以上であること。
- (6) 工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けたものであること。
- (7) 本事業において、建設業法第19条の2に規定する現場代理人を配置できること。
- (8) 建設業法第26条の規定に基づき、監理技術者（電気通信工事）を専任で配置させるとともに、所定の工期をもって工事を安全に施行できる者であること。なお、監理技術者については監理技術者資格者証を有する者とする。
- (9) 配置する現場代理人及び監理技術者は、本事業のプロポーザルへの参加表明書の提出日以前3ヶ月以上雇用関係があること。

- (10) 本事業提案における参加表明書の提出時において、本市からの指名停止措置を受けている期間中でないこと。

4 スケジュール

公募開始	平成31年 4月22日(月)
質問の受付期間	平成31年 4月22日(月) から
	平成31年 5月 8日(水) まで
質問の回答	平成31年 5月14日(火)
参加意向申出書の提出	平成31年 5月17日(金) まで
審査会(資格確認)	平成31年 5月21日(火)
提案書等の提出期間	平成31年 5月23日(木) から
	平成31年 5月28日(火) まで
プレゼンテーション及びヒアリング	平成31年 5月31日(金)
審査会(評価、採点)	平成31年 5月31日(金)
審査結果の通知、公表	平成31年 6月 5日(水)
事業内容の調整	平成31年 6月14日(金) から
	平成31年 6月下旬まで
契約の締結(予定)	平成31年 7月上旬

5 配布資料

- (1) 募集要項・・・・・・・・・・・・・・・・市ホームページからダウンロード
- (2) 仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・窓口配布
- (3) 別紙1・・・・・・・・・・・・・・・・窓口配布
- (4) 別紙2・・・・・・・・・・・・・・・・窓口配布
- (5) 質問書・・・・・・・・・・・・・・・・市ホームページからダウンロード
- (6) 別図1(大田原市内地図1/50,000)・・・・窓口配布
- (7) 別図2(市内施設等一覧表)・・・・・・ 窓口配布
- (8) 使用様式・・・・・・・・・・・・・・・・市ホームページからダウンロード

※窓口配布につきましては配布日時を指定いたしますので、指定された時間に危機管理課窓口へ来庁ください。(郵送不可)

6 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限 平成31(2019)年5月17日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出書類 (各正本1部(副本10部))
 - (ア) 大田原市プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)
 - (イ) 企業概要
企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容
※必要事項の記載があればパンフレット等でも可
 - (ウ) 主要事業実績表
過去5年以内に、国又は地方公共団体において実施した防災情報伝達システムの

うち、主なもの5件について記載してください。

※契約書の写し（契約者名、契約期間及び事業の内容が分かる部分のみ）

- (エ) 国税及び法人住民税を滞納していないことを証する書類（参加意向申出書の提出日の属する事業年度を除く過去2年間分）
 - (オ) 経営事項審査結果通知書の写し
 - (カ) 参考見積書（別紙1・2）
 - (キ) マネジメントシステム認証の写し（取得したすべてのマネジメントシステム）
- (4) 提出先 〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市総合政策部危機管理課防災係

7 質問書の提出

- (1) 提出期限 平成31（2019）年5月8日（水）午後5時必着
- (2) 提出方法 担当先へ別紙3「質問書」を電子メールにより提出してください。この場合、メールの表題は「大田原市防災情報伝達システム整備事業プロポーザルに関する質問」とし、メールを送信した際は、担当へ電話で受信の確認をしてください。E-mail : kikikanri@city.ohawara.tochigi.jp
- (3) 回答方法 提出のあった質問事項の全てを取りまとめ、平成31年5月14日（火）の午後5時までに、提出意思確認書により参加意思を表明した全社に電子メールで回答いたします。

8 審査会（参加資格確認）

参加意向申出書を提出した者について、大田原市プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、参加資格を満たす者であるか否かを確認します。

参加意向申出書の提出者が5者を超える場合は、評価項目の「会社実績点」と「価格点」の合計により、点数の上位5者までの者を選定し、9の通知を行います。

なお、合計点による判定で同点が複数出たことにより、上位が5者以上となった場合は、評価項目の「価格点」の点数が最も高い者を選定するものとし、さらに「価格点」の最上位の点数の者が複数ある場合は、くじにより決定します。

選定結果は、参加意向申出書を提出した者全てに対して書面をもって通知いたします。

9 参加資格の確認結果の通知

8の結果について、大田原市プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するとともに、併せて大田原市プロポーザル関係書類提出依頼書（様式第3号）により、提案書等の提出を依頼いたします。

10 企画提案書の提出

9の大田原市プロポーザル関係書類提出依頼書の通知を受けた者は、審査に必要な以下の書類を提出してください。

- (1) 提出期限 平成31（2019）年5月28日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出書類 提出書類は下記の順にA4ファイルにとじ込み正本1部（副本10部）提出してください。用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標

準時及び計量法によるものとします。なお、提出書類の電子データ（PDF）も併せて提出してください。電子データの提出に当たっては、メール送付又はCD若しくはDVDで提出してください。

(ア) 表紙（任意様式）

※表題は「大田原市防災情報伝達システム整備事業に関するプロポーザル企画提案書」とし、法人名を表記してください。

(イ) 大田原市プロポーザル提案書（様式第4号）

(ウ) 会社概要書（任意様式）

(エ) 企画提案書（任意様式）

(オ) システム構成及び機器仕様書（任意様式）

- (4) 提出先 〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市総合政策部危機管理課防災係
E-mail : kikikanri@city. ohtawara. tochigi. jp

11 プレゼンテーション及びヒアリング

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

- (1) 日 時 平成31（2019）年5月31日（金）※時間は後日連絡します。
- (2) 場 所 大田原市役所本庁舎301・302会議室
- (3) 出席者 プレゼンテーション会場の入室者は5名以内とします。なお、導入の際に本業務を担当する者を最低1名参加させてください。
- (4) 内 容
- (ア) 1法人当たりの説明時間は、40分以内とします。
- (イ) プレゼンテーションの資料は、原則として10で提出された書類のみとし、追加は認めないものとします。ただし、提案する機器やシステムのデモンストレーションは可能とします。
- (ウ) 説明者は本業務を担当する者とします。
- (エ) 説明は資料に沿った内容とします。
- (オ) 提案者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることはできません。
- (カ) プレゼンテーション後に審査会委員によるヒアリングを実施します。（15分程度）
- (5) 順 番 プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とします。
- (6) そ の 他 プレゼンテーションは、紙若しくはプロジェクタにより実施してください。プロジェクタを使用する場合は、事前にデータを市に提出してください。パソコン・プロジェクタ・スクリーンは市が準備いたします。

12 評価及び採点

提出された書類とプレゼンテーションについて、次の項目により評価・採点し、最高得点を得た者を契約候補者として特定します。

ただし、最上位の点数の者が複数ある場合は、評価項目の「価格点」の点数が最も高い者を選定するものとし、さらに「価格点」の最上位の点数の者が複数ある場合は、くじにより決定します。

分類	評価項目	細目		評価の視点	配点		
会社 実績点	実績・ 品質	実績	実績評価	国内で過去5年間の間に同種施工実績がある。	20		
		品質	マネジメント システム認証	品質・環境・情報セキュリティのマネジメントシステム認証を受けている。			
				品質・環境のマネジメントシステム認証を受けている。			
				マネジメントシステム認証取得数が上記以下			
技術点	情報伝達 システム	機能性	スケジュール	設計業務の計画が明確かつ現実可能なものか。	35		
			大田原市に最適 な新システム	大田原市の地域特性・運用等を踏まえたシステムになっているか。			
				災害特性に応じた情報伝達システムが十分に検討されているか。			
				整備工事費及び維持管理費の縮減につながるシステム構成となっているか。			
				大田原消防署とのシステム連携が十分に検討されているか。			
				その他独自提案			
		利便性	業務負担の軽減	操作する職員が庁外からでも容易に情報発信が可能であること。	10		
			各種端末の操作性	各操作端末において、視認性に富み直感的に操作できる構成であること。			
		信頼性	システム信頼性	各種機器において、バックアップや冗長化が構成され、災害発生時においても継続して使用が可能であること。	10		
			拡張性	各種機器における機能や追加機能によって将来的な拡張性や、その他行政業務で活用することが可能であること。			
		プレゼンテーション及びヒアリングの評価点					25
		価格点					100
合計					200		

13 契約候補者の特定の取消し

12により特定した契約候補者の提出書類等に虚偽又は事実と相違があると認める場合は、その特定を取り消すものとします。

14 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に「大田原市プロポーザル審査結果通知書」（様式第7号）により通知します。

15 公表

特定した契約候補者を、市ホームページで公表します。

16 契約の締結

契約候補者の特定後本市と事業内容等の調整を行い、見積合せを実施の上、契約を締結します。なお、見積金額はプロポーザルで提出された参考見積書（イニシャルコストに限る。）の金額を超えることはできません。

また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、審査会の結果が次点の候補者を契約候補者とします。

17 その他

(1) プロポーザル参加に要する費用は、全て提案者の負担とします。

(2) 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとします。

(3) 提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属するものとします。

(4) 提出書類等は、返却しません。事業の提案に記載された内容及び個人情報等は、当該プロポーザルのみに使用し、大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号）及び大田原市個人情報保護条例（平成14年条例第24号）に基づき、適正に管理します。

(5) 市が配付する質問回答書その他の追加資料は、本プロポーザルの実施に関し、本要項と一体のものとして取り扱います。